

## 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)申請について

この協力支援金は、**次の対象施設を管理する事業者が対象**です。

対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市 <u>以外の地域</u>	
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）
	2	【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）
	3	「業種別ガイドライン」を遵守する（特措法第24条第9項）
要請期間	令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）（※） <b>遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です</b>	
支給金額	<p>●中小企業・個人事業者</p> <p><b>1店舗1日当たり</b>の売上高に応じて、<b>1店舗毎に2.5～7.5万円/日</b> または、<b>1店舗1日当たり</b>の売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b></p> <p>●大企業</p> <p><b>1店舗1日当たり</b>の売上高の減少額に応じて、<b>1店舗毎に最大20万円/日</b></p>	

※ 協力開始が5月16日（日）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。なお、**5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。**

### 北海道への申請概要

#### 【受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

#### 【申請書類の郵送先】準備中

**※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。**

#### 【問い合わせ先】

- ・011-330-8399（～5/31）営業時間短縮等コールセンター【8:45～18:00 土日も対応】
- ・011-350-7377（6/1～）北海道感染防止対策協力支援金事務局

【8:45～17:30 6月は土日も対応】

※ 申請書類等は、以下のURLにて準備が整い次第順次公開します。

北海道のホームページ

(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

※ 現在、電子申請の準備をしておりますので、準備が整い次第、上記ホームページ内でお知らせします。

## 北海道大規模施設等協力支援金 申請の手引き

北海道からの要請に応じて、令和3年5月16日(日)から5月31日(月)までの全ての期間に休業・営業時間短縮等を行った 1,000 m<sup>2</sup>超の大規模施設を運営する事業者の皆様、及びそのテナント事業者等の皆様に協力支援金を支給します。

### 【協力支援金の概要】

要請期間	令和3年5月16日（日）～5月31日（月） （遅くとも5月18日（火）までに要請に応じ、残りの全ての期間、要請に応じていることが申請の要件となります。）	
対象地域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市	
要請・協力依頼の内容 <small>（詳細は2ページをご覧ください）</small>	<p>（1）床面積 1,000 m<sup>2</sup>超の多数の者が利用する大規模施設 （商業施設、遊技施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間：平日は5時～20時まで、土日は休業 ※ 生活必需物資の売場等については対象外</li> <li>・酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない</li> <li>・入場者の整理誘導等の徹底及びホームページ等での状況の周知</li> </ul> <p>（2）床面積 1,000 m<sup>2</sup>超のイベントに準じた取扱を要請する大規模施設 （劇場、集会・展示施設等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間：5時～20時（イベント開催の場合は21時）まで</li> <li>・人数制限：人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内</li> <li>・酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない</li> <li>・入場者の整理誘導等の徹底及びホームページ等での状況の周知</li> </ul>	
対象施設	大規模施設	テナント事業者
	要請に応じた床面積 1,000 m <sup>2</sup> 超の大規模施設（生活必需物資の小売関係等を除く）	左記の大規模施設の一部を賃借等し事業を営む事業所等で、大規模施設の休業等に伴い休業等を行ったもの
支給金額	<p>支給金額 = AとBの合計額※ ※大規模施設には、テナント数等に応じて加算される場合があります</p> <p>A. 【営業時間短縮分】</p> <p style="text-align: center;">1日当たり支給額 × <math>\left(\frac{\text{要請に応じて短縮した時間}}{\text{要請前の営業時間}}\right) \times \text{日数}</math></p> <p>B. 【休業分】</p> <p style="text-align: center;">1日当たり支給額 × 日数</p>	
1日 当たり 支給額	床面積のうち対象となる面積 1,000 m <sup>2</sup> 毎に 20万円	床面積のうち対象となる面積 100 m <sup>2</sup> 毎に 2万円

## 【休業、営業時間短縮等対象施設】

### (1) 多数の者が利用する大規模施設(床面積 1,000 ㎡超)

種類	内訳	要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を5時～20時まで、 土日は、休業とする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する。 ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。【協力依頼】 ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。【協力依頼】
運動 遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬(車・舟)券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

### (2) イベントに準じた取扱を要請する大規模施設(床面積 1,000 ㎡超)

種類	内訳	要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を5時～20時 (映画上映を含むイベント開催の場合は21時) までとする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ◆酒類の提供及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない。【協力依頼】 ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。【協力依頼】
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	

※博物館等(博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等)は、支援金支給の対象外です

## 【協力支援金に関するお問い合わせ】

【問い合わせ先】 011-330-8399 (～5/31) 営業時間短縮等コールセンター [8:45～18:00 土日も対応]  
011-350-7377 (6/1～) 北海道感染防止対策協力支援金事務局  
[8:45～17:30 6月は土日も対応]

## 【北海道への申請概要】

### 【申請方法】

電子申請 または 郵送申請 ※電子申請は現在準備中です。詳細が決まり次第お知らせします。

### 【申請期間】

郵送：令和3年6月1日(火)から令和3年8月31日(火)まで【消印有効】

【申請書類の郵送先】※感染症の拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

準備中

※ 申請書類等は、北海道公式ホームページからダウンロードすることが可能です。  
(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm>